

【令和3年3月以降の健康保険被保険者証の

記載事項の追加及び削除について】

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年3月1日より、健康保険被保険者証（以下、保険証という。）の記載事項につきまして、以下の通り、変更することとなりますのでご連絡いたします。

○ 保険証に枝番が追加されます。

オンライン資格確認の開始に伴い、令和3年3月以降に発行する保険証に、個人単位を示す2桁の枝番が追加されます。

医療機関等で、保険証又はマイナンバーカードを提示することで、資格確認ができるようになりますが、正しいマイナンバーを当健康保険組合に届け出ていることが資格確認の条件となりますので、記載誤り及び届出もれのないようお願いいたします。

なお、**これまでに発行された枝番のない保険証は、そのまま継続して使用できます。**今後、何らかの手続き等が生じた場合に、枝番のある保険証に切り替わります。

○ 保険証の事業所所在地を削除いたします。

保険証の記載事項の見直しにより、令和3年3月以降に発行する保険証から、事業所所在地を削除いたします。

なお、**これまでに発行された事業所所在地の記載がある保険証は、そのまま継続して使用できますが、令和3年3月以降に、事業所所在地に変更が生じた場合は、差し替えが必要となります**のでご承知おきください。